

| 番号 | 公開請求日 | 公開請求の内容 | 決定日 | 決定の内容等 | 審査請求日 |
|----|------------------------|---|-------------|---|-------------|
| 1 | 令和5年7月29日付 (8月2日受付) | 主要地方道美原太子線(栗ヶ池工区)鉄道高架化工事(事業)の施行者、受注者(委託・委任、受託事業者[鉄道事業者])に与えられた、関係機関また関係する隣接隣地地権者に無断、無届で施行できる各種の特権、行政文書の開示されたい。 <u>補正後</u> 近鉄長野線喜志富田林間鉄道高架化工事【主要地方道美原太子線(栗ヶ池工区)鉄道高架化工事】事業、事業者(事業主)またその事業の施行者「鉄道事業者」が隣接隣地土地所有者(地権者)に無断・無届、また関係機関に無届で施行できる行政文書の開示を示されたい。 | 令和5年8月25日付 | 不存在による非公開 <u>公開請求に係る行政文書を管理していない理由</u> 「鉄道事業者」が土地所有者(地権者)等に無断・無届で施行できる行政文書は存在しません。 | 令和5年9月17日付 |
| 2 | 令和5年9月16日付 (21日受付) | 鉄道高架化工事(高架化コンクリート土留め擁壁の新設)により、近鉄線線路キロ程古市起点3k517m付近(桜井町2丁目)の里道(さと道)が通れなく、代替えの通路・道もなく、通ることができない状態に、完全に塞がれている。塞がれた情報の開示をされたい。 | 令和5年10月5日付 | 部分公開 <u>公開することと決定した文書</u> ①会議議事録「栗ヶ池事業(用地測量)について(H27.3.3)」、「主要地方道美原太子線(栗ヶ池)事業に伴う事業調整会議(H27.5.29)」 ②主要地方道美原太子線立体交差化事業に伴う近鉄長野線との交差部における鉄道高架化工事の「基本協定書」 ③主要地方道美原太子線道路舗装工事(栗ヶ池工区)第4回変更図面の平面図・標準横断図(1)・横断図(2) ④公有財産の手引(7-4-9・7-4-19) ⑤主要地方道美原太子線立体交差化事業に伴う土地の処理に関する覚書 <u>公開しないことと決定した部分</u> 個人の氏名・印影、企業代表者の印影 <u>公開しない理由</u> 条例第8条第1項第1号・第9条第1号に該当する。 法人その他の団体又は個人の事業に関する情報のうち、公にすることによりその競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。 また、個人の氏名・印影が記載されており、これらは個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。 | 令和5年11月21日付 |
| 3 | 令和5年9月23日付 (26日受付) | 民間開発地から発生した土砂が工事用車両(ダンプトラック)に直接積み込まれ、近鉄長野線喜志・富田林間鉄道高架化工事区間・工事範囲内における工事現場に直接運搬、取り下ろしされている事象について、行政文書の公開請求をする。 | 令和5年10月5日付 | 不存在による非公開 <u>公開請求に係る行政文書を管理していない理由</u> 施工主体は〇〇であり、工事用車両(ダンプトラック)積み下ろしに関する資料が府に提出されていないため、存在しません。 | 令和5年11月21日付 |
| 4 | 令和5年11月27日付 (29日受付) | 美原太子線道路と鉄道踏切(近鉄長野線3K517M 仮美原太子踏切)工事・事業の進展・進捗に伴い、仮線路と仮踏切道の撤去が施工され、美原太子線[栗ヶ池バイパス]の車道と歩道部の境界は白線のみでの施工のままである。 「地域課題踏切カルテ(歩車道分離方法:コンクリートブロック)」 主要地方道美原太子線(栗ヶ池工区)鉄道高架化工事、事業の完成・完工、完遂までの歩道、歩行者の安全・安心、人の命・人間の命を守るための施策・方策、予見される事故に対する対策、本件事業の完遂、完成・完工までに立てられている人の命・人間の命、生命を守るための抜本的な対策の情報の開示を求める。 | 令和5年12月12日付 | 不存在による非公開 <u>公開請求に係る行政文書を管理していない理由</u> 主要地方道美原太子線(栗ヶ池工区)鉄道高架化工事の事業として完遂までの歩道、歩行者の安全・安心、人の命・人間の命を守るための施策・方策、予見される事故に対する対策に関する行政文書は存在しません。 | 令和6年1月4日付 |
| 5 | 令和6年1月25日付 (29日受付) | 栗ヶ池バイパスにおいて、歩道の通行止めが施工されている。「この先 工事中につき通り抜けできません」である。看板、交通整理員が立哨されているものの、矢羽根型路面表示に沿って自転車で行くも、工事施工直前・ | 令和6年2月9日付 | 部分公開 <u>公開することと決定した文書</u> 起案文書 令和5年度富士第5940号「道路使用許可申請書への裏書について」 | 令和6年3月21日付 |

| | | | | | |
|---|-----------------------------|--|------------------|---|------------------|
| | | <p>直近にはだれも立哨されておらず、その工事箇所を避けて車道方にはみ出して通行するには非常に危ない、通れない状態である。矢羽根型路面表示の道路の工事についての許可条件について、行政文書の公開請求をする。</p> <p>矢羽根型路面表示の道路の工事、歩道部等の全面通行止め等で施行される工事において、矢羽根に沿って走る自転車に対しての安全・安心をどのように確保されて道路工事の許可をされているのか、情報の開示を請求する。</p> <p>また、矢羽根型路面表示で示された自転車通行ルールの開示を求める。</p> | | <p>富士第 5941 号「道路使用許可申請書への裏書について」</p> <p><u>公開しないことと決定した部分</u> 個人の氏名・連絡先、個人の印影</p> <p><u>公開しない理由</u> 条例第 8 条第 1 項第 1 号・第 9 条第 1 号に該当する。 個人の氏名・連絡先・印影が記録されており、これらは個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。</p> | |
| 6 | 令和 6 年 3 月 2 日付 (6 日受付) | <p>近鉄長野線喜志・富田林間鉄道高架化工事 事業において、隣接隣地土地所有者が事業に土地(敷地)を貸与また無償使用を認めた事象はないところに、隣接隣地地権者の土地・敷地、構造物等に無断・無届で第三者占有がされる事象について、行政文書公開、情報の開示を請求する。</p> | 令和 6 年 3 月 21 日付 | <p>不存在による非公開</p> <p><u>公開請求に係る行政文書を管理していない理由</u> 施工主体は〇〇であり、隣接工事業業に土地(敷地)を貸与また無償使用を認めた事象はないところに隣接隣地構造物等に無断・無届で第三者占有がされる事象についての行政文書は存在しません。</p> | 令和 6 年 3 月 28 日付 |
| 7 | 令和 6 年 3 月 5 日付 (11 日受付) | <p>府道美原太子線における南側歩道通行止めのお知らせ、「北側歩道通行止めのご案内は改めて行います」として、広報ビラが配布いただきました。</p> <p>通行止め等、道路占用・道路工事施工承認等申請・施行承認等、申請・施行承認等一式の開示を請求する。</p> | 令和 6 年 3 月 21 日付 | <p>不存在による非公開</p> <p><u>公開請求に係る行政文書を管理していない理由</u> 北側の歩道通行止めについては工事前であり、道路占用・道路施工承認等、申請施工承認等について申請されていないため、行政文書は存在しません。</p> | 令和 6 年 3 月 30 日付 |
| 8 | 令和 6 年 3 月 8 日付 (13 日受付) | <p>道路の通行止め等、道路占用・道路工事施工承認等申請・施行承認等一式の開示を請求する。</p> <p>(審査会注：行政文書公開請求書に「近鉄長野線鉄道高架化工事で施工中の喜志 3 号踏切のう回路及び通行止め予告の写真」を貼付)</p> | 令和 6 年 3 月 27 日付 | <p>不存在による非公開</p> <p><u>公開請求に係る行政文書を管理していない理由</u> 当該道路は富田林市が管理する道路となるものであり、現在は工事用道路であるため、開示請求されている行政文書は存在しません。</p> | 令和 6 年 3 月 31 日付 |

| 番号 | 審査請求の趣旨 | 審査請求人の主張要旨（審査請求書） | 審査請求人の主張要旨（反論書） | 審査請求人の主張要旨（行審法に基づく口頭意見陳述） |
|----|--|---|---|--|
| 1 | 不存在による非公開決定についての審査請求であることから、「本件決定を取り消し、改めて対象文書を探索特定し、公開する旨の決定を求めると」思われる。 | 不存在による非公開決定通知(書)を受領したため審査請求するものである。 「近鉄長野線用地との境界確認」平成27年8月8日相互に立ち会い確認したものであり、元の所定の位置に、元の姿(原形)で、所定の位置に原形復旧、元に戻されたい。 刑法第262条の2である。 | 鉄道線路敷に直接接していた審査請求人(土地所有者)である。無断・無届で撤去【境界損壊】である。撤去された事実・事象である【経過・回答書】を提出すること。 直接線路敷に接していた土地、敷地である。事業主【大阪府富田林土木事務所・富田林市】及び測量会社 実印での押印・印鑑証明等、境界確定の手順についてお知らせいただいているとおりである。 当初の立会、相互に確定、確認された境界の復元【元の状態に戻す】元の位置、元の状態に復元である。 | 平成27年8月8日に大阪府富田林土木事務所、富田林市、測量業者と相互に立会し設置した境界杭が、〇〇により無断・無届で撤去された。現在は境界プレートが設置されているが、元の位置、元の状態である境界杭を設置して復元することを要望する。 |
| 2 | 部分公開決定についての審査請求であるが、非公開部分の公開は求めていることから、「本件決定に係る行政文書の他に対象文書を探索特定し、公開する旨の決定を求めると」思われる。 | 【近鉄線 線路キロ程 古市起点3k517m付近(桜井町2丁目)】の里道(さと道)が、鉄道高架化工事・事業による高架化コンクリート土留め擁壁の新設により通れなく、代替の通路・道もなく、通ることができない状態に完全に塞がれているため、行政文書公開請求をしたもの。 知る権利の行使をするものである。的確確実な情報の開示、行政不服審査法により審査請求するものである。 | 里道(さと道)の状況については、これまでの面談等の場で説明している、また、その度個別に対応している。 面談の場での説明、個別の対応はない。きっちりとした文字・文面、文書・文面化・文書化された【里道(さと道)が塞がれ通れなくなっている】行政文書の開示をされるべき。 情報公開「行政文書公開請求(書)」行政不服審査(法)による審査請求である。 | 里道が、鉄道高架化工事・事業による高架化コンクリート土留め擁壁の新設により、代替の通路・道もなく、通ることができない状態になっているため、審査請求する。 |
| 3 | 不存在による非公開決定についての審査請求であることから、「本件決定を取り消し、改めて対象文書を探索特定し、公開する旨の決定を求めると」思われる。 | 民間開発地から発生した土砂を直接公共事業用地内に運搬・搬入、取り下ろしされている事象について行政文書公開請求をしたもの。 知る権利の行使をするものである。的確確実な情報の開示、行政不服審査法により審査請求する。 民間開発地から公共事業地への土砂搬入。工事・事業に伴う【見逃し・癒着・便宜供与】である。 | 弁明書に「本事象については、〇〇から事前に報告を受け、実施機関においても内容を把握していたが、口頭により報告であり」との記載。【書面・文書での取り交わし、報告義務は必要とされなかったのは】 また、本件請求に対応する行政文書を管理していない。『審査請求人の行政文書の公開請求：知る権利の行使に違いはないものである』 弁明書において、「本決定は条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なもの」として結論されている。そう結論されるに至る正当な情報の開示をすべきである。条例に基づき適正に行われたとする条文を、また、本事業において締結された基本協定より該当する条文を、ともに文字により、文書・文面化、明文化して公開開示されたい。 条例「知る権利」の冒涇である。 施行主体は〇〇(丙)であり、事業主体・事業主は大阪府(甲)・富田林市(乙)である。 | 民間開発地から発生した土砂を直接公共事業用地内に運搬・搬入、取り下ろしされている事象について、審査請求する。 本決定は条例に基づき適正に行われたとする行政文書を提出されたい。 |
| 4 | 不存在による非公開決定についての審査請求であることから、「本件決定を取り消し、改めて対象文書を探索特定し、公開する旨の対策決定を求めると」思われる。 | 主要地方道美原太子線栗ヶ池バイパスにおいて、鉄道高架化に伴い仮敷設されていた仮線路の撤去が施工されたにもかかわらず、車道と歩道を分離・区分する柵並びに境界ブロックの設置もなく、道路(車道)と歩道部が平面で交わっているものであり、特に歩道部を通行する歩行者に対し安全・安心が確保されていない。特に交通弱者とも言われる身体障がい者(視覚聴覚障がい者)に対しては、歩行、通行することも、その安全・安心が確保されないままで放置されているものである。 知る権利の行使である。的確確実な情報の開示、行政不服審査法により審査請求する。 | 弁明書に「現在は歩行者の安全対策として、歩車道境界ブロックや乱横断防止のための仮設バリケードを設置している」とある。文字・文章、書面では理解され難い部分、箇所が見受けられるため、事実・実証のため、現地、現場で撮影した写真(撮影日付き)とともに、道路使用許可申請書と見比べ・対比し、安全・安心な道路の構築へ情報の開示をすべきである。 通行の安全・安心、特に歩道、歩行者の安全・安心、人の命・人間の命を守るがため、主要地方道府道美原太子線(栗ヶ池工区)鉄道高架化工事、事業の完遂、完成・完工までに立てられている人の命・人間の命、生命を守るための抜本的な対策の情報の開示【公開開示】されるべきである。 道路管理者は大阪府と知る。 | 鉄道高架化に伴い仮敷設されていた仮線路の撤去が施工されたにもかかわらず、車道と歩道を分離・区分する柵並びに境界ブロックの設置がされていない。 歩道部を通行する歩行者・交通弱者に対し安全・安心が確保されるべく、行政文書の公開を請求する。 |
| 5 | 部分公開決定についての審査請求であるが、非公開部分の公開は求めていることから、「本件決定に係 | 鉄道線路(仮 仮設踏切道)の撤去[除却]が先行、安全・安心が必要な道路復旧・整備 [除却、除却附帯(修繕(費))] が事後施工(起案)である。 絶対的な安全・安心がなござり、安全・安心、人・人間の命が掛かった道路、安全・安心が担保された道路であるべき姿の道路において、安全・ | 弁明書は「本決定は条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。」と締め括られている。本件は行政文書公開請求(書)である。 当初の富田林市広報でお知らせされた工事期間を過ぎて、新たな令和5 | 鉄道高架化に伴い仮敷設されていた仮線路(仮踏切)が撤去されたにもかかわらず、車道と歩道を分離する境界ブロックの設置がない区間が多く、歩道部を通行する歩行者に対し安全・安心が確保されていない。車道と歩道 |

| | | | | |
|---|--|--|--|--|
| | <p>る行政文書の他に対象文書を探索特定し、公開する旨の決定を求める」と思われる。</p> | <p>安心が置き去り、人・人間の命が忘れられ、安全・安心の空白の時間・空白の期間が生じていることにより、審査請求するものである。</p> | <p>年度工事・事業、また、その新たな令和5年度・6年度へ継続工事・事業の施工において、安心・安全に対する空白の期間・時間が生じている。安全・安心、人の命・人間の生命を置き忘れ施行されているものである。</p> <p>条例に突合、照らし合わせ、正しく行政文書の公開をされるべきものである。</p> | <p>を分離する柵等の設置をお願いしたい。</p> |
| 6 | <p>① 鉄道線路敷と隣地との境界を分からなくして鉄道高架化事業を推進しているのは境界損壊罪であり、現状復帰を求める</p> <p>② 行政文書公開請求書の受付日が実施機関事務所到着日後の日であることについて説明を求める</p> <p>と思われる。</p> | <p>鉄道高架化事業の推進、進捗に伴い鉄道沿線直近の地権者の鉄道との境界線を無断・無届で分からなくして、今もその事業、工事を継続、推進されているのは、外でもない事業施工に伴い基本協定を締結されている事業者、事業主である。</p> <p>鉄道高架化事業・工事、事業開始、着工前に事前に鉄道沿線、直近の地権者との鉄道線との境界を相互に立ち会い確認しているのは、鉄道事業者(〇〇)ではない。事業の施行主体である事業主と相互に確認したものである。</p> <p>今、鉄道線一隣接隣地地権者との境界全てを分からなくして事業を推進されているものであり、境界損壊(罪)であり、行政不服審査法により審査請求する。</p> | <p>近鉄長野線喜志・富田林間鉄道高架化工事に『隣接隣地土地地権者(土地所有者・審査請求人)は、鉄道高架化工事・事業に土地(敷地)を貸与また無償使用を認めた事象はない』隣接隣地土地地権者に無断・無届で境界侵害、第三者占有された事象、事実である。</p> <p>審査請求人(当社 〇〇)敷地に所有する鉄筋コンクリートブロック塀(擁壁・土留め擁壁)に無断・無届で境界侵害、第三者占有された事実、事象である。鉄筋コンクリートブロック塀(擁壁・土留め擁壁)の倒損・倒壊による被害また他に被害を及ぼさないよう、対処・対策を施行されること。</p> <p>地震また電車列車による振動による倒損・倒壊による被害また他に危害を生じさせないよう、対処・対策を施行されること。</p> <p>対処・対策は、審査請求人(当社 〇〇)の所有する外壁(〇〇)との鉄道境界のコンクリートブロック塀(擁壁・土留め擁壁)の全延長とすること。</p> | <p>鉄道高架化事業において、隣接の土地所有者(審査請求人)に無断・無届で境界を侵害し、工事を施工していた。審査請求人所有の鉄筋コンクリートブロック塀が無断で侵害されていたので、これら構造物の倒壊による被害・危害を及ぼさないように対処・対策されたい。</p> |
| | | <p>情報公開開示受付日、開示決定期日・開示決定期限に齟齬 違いが生じている。</p> <p>本行政文書公開請求書、大阪府富田林市土木事務所建設課道路整備グループ御中として地区郵便局から郵送した特定記録郵便、配達状況確認で「2024/03/05 09:24 お届け済み」の情報を得ている。</p> <p>開示決定期日・開示決定期限に抵触、条例違反を【不存在による非公開決定】とするため、受付日を変更・修正されているものか。正しく回答されたい。文書受付・発信簿の開示を必要とする。</p> <p>条例違反であり、ともに行政不服審査法により審査請求する。</p> | <p>本件行政文書公開請求(令和6年3月2日付)、弁明書による本件・本事業の受付日【受付日：令和6年3月6日】の記載である。</p> <p>郵便 特定記録で発送(3月4日)、富田林市土木事務所建設課道路整備グループ到着は令和6年3月5日として記録確認している。</p> <p>開示決定期日違反・抵触、条例違反である。</p> | <p>行政文書公開請求書が富田林土木事務所に到達した日は、郵便局で確認したところ3月5日となっているが、富田林土木事務所の受付日は3月6日となっている。</p> |
| 7 | <p>① 不存在による非公開決定についての審査請求であることから、「本件決定を取り消し、改めて対象文書を探索特定し、公開する旨の決定を求める</p> <p>② 行政文書公開請求書の受付日が実施機関事務所到着日後の日であることについて説明を求める</p> <p>と思われる。</p> | | <p>他人事のような弁明である。〇〇は本工事、本事業の施工者(丙)である。本工事の事業主体、事業主は大阪府(甲)・富田林市(乙)であり、的確・確実な弁明をされることを求めるものである。</p> <p>また、過ぎ去った事案、事象であるが、美原太子線栗ヶ池バイパス道路歩道部へ業務用自動車の乗り入れ【令和6年4月26日】。歩道部を占拠しての作業・工事、道路管理者富田林土木事務所の悪しき風土であるのか、正しく説明されたい。『令和6年5月15日付富士第2164号(公開決定)』</p> <p>行政文書公開請求者また審査請求人は、条例により情報の開示また審査請求をしているものである。本事業の施工者、施行主体は〇〇(丙)、事業主体、事業主は大阪府(甲)・富田林市(乙)であり、条例「知る権利」に抵触なきよう、的確・確実に弁明されたい。</p> | <p>「府道美原太子線北側歩道の通行止め等、道路占用・道路工事施工承認等申請・施工承認等一式」の開示を請求したが、実施機関からは、工事前であり申請されていないため、不存在による非公開決定通知がなされた。</p> <p>施工承認等の手続に関して、大阪府と〇〇の間で癒着等があるのではないか。</p> |
| | | <p>本件行政文書公開請求書 大阪府富田林市土木事務所建設課道路整備グループ御中として、特定記録郵便として地区郵便局から郵送している。配達状況確認で「2024/03/08 9:12 お届け先にお届け済み」の情報を得ている。</p> <p>本不存在による非公開決定通知書 受付日：令和6年3月11日です。条例の開示期日・開示期限は15日以内である(暦日換算)。情報公開開示、受付日に違い(齟齬)が生じている。</p> <p>開示決定期日・開示決定期限に抵触、条例違反を【不存在による非公開決定】とするため受付日を変更・修正されているものか。正しく回答されたい。文書受付・発信簿の開示を必要とする。条例違反である、受</p> | <p>本件行政文書公開請求(令和6年3月5日付)、弁明書による本件・本事業の受付日【受付日：令和6年3月11日】の記載である。郵便 特定記録で発送(3月7日)、富田林土木事務所建設課道路整備グループ到着は令和6年3月8日として、記録確認している。</p> | <p>3月8日付で行政文書公開請求書が富田林土木事務所に到達しているものの、受付日が3月11日となっている。3月21日に非公開決定がされているため、8日から15日以内に決定はされているが。</p> |

| | | | | |
|---|---|---|---|--|
| | | 付日の変更正しく返答願う。 条例違反であり、行政不服審査法により審査請求する。 | | |
| 8 | <p>① 不存在による非公開決定通知書の「公開請求に係る行政文書を管理していない理由」欄記載の「工事用道路」の定義が記録されている行政文書の公開を求める</p> <p>② 行政文書公開請求書の受付日が実施機関事務所到着日後の日であることについて説明を求める と思われる。</p> | <p>2024(令和6)年3月7日午後、通行が止められていました。不存在による非公開決定通知書に「現在は工事用道路」とあります。「工事用道路」の定義について情報の開示、行政不服審査法により審査請求する。</p> | <p>工事完了後に富田林市が管理する道路また工事用通路として一時的に開放していたもの。一時的に開放、人・人間が通行できる状態であったことに変わりはないものである。その工事用通路とされる通路・う回路が一時的に通行ができない状態にあったものである。工事完了後に富田林市が管理する道路、工事完了後の管理責任者を問うものではない、現実・現状の状態である。工事用通路としての管理責任者は、一時的に通行を止める。管理責任者は、鉄道高架化工事である、安全・安心の進め方を問う。</p> <p>行政文書公開請求者また審査請求人は、条例により情報の開示また審査請求をしている。「工事用通路」の定義を解説、説明されたい。</p> <p>なお、鉄道高架化工事である。安易な考えで工事管理等を図られていないか。鉄道高架 高欄修繕・補修等、鉄道線路を使つての工事、作業は可能である。鉄道高架化工事 事業者、事業主として付近沿線住人、居住者等に迷惑を及ぼすことのないよう、安全・安心、生活環境の保全に邁進、鉄道高架化工事・事業の完遂を図られたい。</p> <p>本事業の施工者、施行主体は〇〇(丙)、事業主体、事業主は大阪府(甲)・富田林市(乙)であり、条例「知る権利」に抵触なきよう、的確に弁明されたい。</p> | <p>これまで通行できていた道路が突然「工事用通路なので通行できない」と言われ、う回路を案内されても困る。</p> |
| | | <p>本不存在による非公開決定通知書、受付日：令和6年3月13日です。条例の開示期日・開示期限は15日以内である。情報公開開示受付日、開示決定期日・開示決定期限に違い(齟齬)が生じている。</p> <p>本行政文書公開請求書、大阪府富田林市土木事務所建設課道路整備グループ御中として地区郵便局から郵送した特定記録郵便、配達状況確認で「2024/03/11 09:10 お届け先にお届け済み」の情報を得ている。</p> <p>開示決定期日・開示決定期限に抵触、条例違反を【不存在による非公開決定】とするため、受付日を変更・修正されているものか、正しく回答されたい。文書受付・発信簿の開示を必要とする。</p> <p>条例違反であり、ともに行政不服審査法により審査請求する。</p> | <p>行政文書公開請求(令和6年3月8日付)、弁明書による受付日【受付日：令和6年3月13日】の記載である。郵便 特定記録で発送(3月8日)、富田林土木事務所建設課道路整備グループ到着は令和6年3月11日として記録確認している。</p> | <p>行政文書公開請求書の到着日が令和6年3月11日となっているが、受付日は3月13日となっている。</p> |
| | | | <p>本件の行政文書公開請求受付第1198号は、道整第1425号(令和6年9月10日付)において送付された弁明書(富士第2802号令和6年6月21日付)の行政文書公開請求受付第1198号と同一番号である。</p> | <p>弁明書記載の行政文書公開請求受付番号が別の案件と同一であり、どの案件に対する弁明書なのかが分からなくなってしまう。</p> |

| 番号 | 実施機関の主張要旨（弁明書） | 実施機関の主張要旨（行審法に基づく口頭意見陳述） | 諮問実施機関の主張要旨（理由説明書） |
|----|---|--|--|
| 1 | <p>1 弁明の趣旨 本件審査請求を棄却する裁決を求める。</p> <p>2 弁明の理由 補正通知により、無断・無届で境界プレートの交換、杭の撤去等を行っていることに対しての特権の行政文書を請求されたが、対象となる行政文書を管理していないため、不存在通知を発出した。 なお、審査請求人が主張している境界杭の無断撤去については、〇〇の用地に設置された自社の用地を示す境界杭であったため、同社が撤去したが、審査請求人の用地との境界を示すものでもあったため、無断で撤去したことは謝罪をしており、故意による施工ではない。 用地境界については、事前に境界プレートで復元することを審査請求人と協議し、令和3年11月16日に審査請求人と現地立会の下、復元している。 境界プレートの交換、杭の撤去については、別途協議しており、他に事業に対する意見や要望については、個別に対応を行っている。</p> <p>3 結論 本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。</p> | <p>補正通知により、無断・無届で境界プレートの交換、杭の撤去等を行っていることに対しての特権の行政文書を請求されたが、対象となる行政文書を管理していないため、不存在通知を発出した。 なお、境界杭の無断撤去については、〇〇の用地に設置された同社の用地を示す境界杭であったため、同社が撤去したが、審査請求人の用地との境界を示すものでもあったため、撤去したことについては同社から謝罪しているが、故意による施工ではない。 用地境界については、令和3年に審査請求人の現地立会の下、境界プレートにて復元している。 審査請求人は境界プレートを境界杭に変更を希望しているので、現在調整中であることを申し添える。</p> | <p>実施機関の弁明について、諮問実施時において不合理な点はない。 また、本件決定は、条例第13条第2項の規定により適正に行われていることから、違法・不当はないものとする。</p> |
| 2 | <p>1 弁明の趣旨 本件審査請求を棄却する裁決を求める。</p> <p>2 弁明の理由 審査請求人に部分公開決定通知書記載の①～⑤の文書を公開決定を行い開示したところ、②及び⑤については富田林市より開示されているため、残りの文書について写しを交付した。このことから、公開請求のあった文書を開示したものとする。 また、審査請求人が行政文書公開請求書や審査請求書に記載している里道(さと道)の状況については、これまでの面談等の場で説明している。 なお、本事業に対して審査請求人から行政文書公開請求の内容のほか意見や要望をいただいております、その度個別に対応していることを申し添える。</p> <p>3 結論 本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。</p> | <p>公開請求に該当する行政文書としては、部分公開決定通知書記載の5件が対象であり、適切に公開決定を行った。</p> | <p>実施機関の弁明について、諮問実施時において不合理な点はない。 また、本件決定は、条例第13条第1項の規定により適正に行われていることから、違法・不当はないものとする。</p> |
| 3 | <p>1 弁明の趣旨 本件審査請求を棄却する裁決を求める。</p> <p>2 弁明の理由 工事施工者である〇〇が鉄道高架化工事に伴い借地をしている農地を復旧するに当たり、耕作土が不足していたため、隣接する開発地から耕作土の譲渡を受け、工事ヤードに搬入を行っていたものである。同社から事前に報告を受け、実施機関においても内容を把握していたが、口頭による報告であり。本件請求に対応する行政文書を管理していないため、不存在による非公開決定を行ったものである。 なお、今般、公共工事や民間工事においては建設発生土の搬出抑制が謳われており、本事象は建設発生土の工事間利用であり、審査請求人が述べている「民間事業地から公共事業地への土砂の搬入、工事・事業に伴う【見逃し・癒着・便宜供与】」ではないことを強く申し添える。</p> <p>3 結論 本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。</p> | <p>主要地方道美原太子線立体交差化事業においては、工事施工者である〇〇が鉄道高架化工事に伴い借地をしている農地を復旧するに当たり、耕作土が不足していたため、隣接する開発地から不足分の耕作土地の譲渡を受け、工事ヤードへ搬入を行っていた。 鉄道事業者である〇〇が主体の事業であり、同社からは残土ではなく耕作に必要な土を搬入するとの報告を事前に受け、内容を把握していたが、口頭による報告であり、本件請求に対応する行政文書を管理していないため、不存在による非公開決定を行った。</p> | <p>実施機関の弁明について、諮問実施時において不合理な点はない。 また、本件決定は、条例第13条第2項の規定により適正に行われていることから、違法・不当はないものとする。</p> |
| 4 | <p>1 弁明の趣旨 本件審査請求を棄却する裁決を求める。</p> <p>2 弁明の理由 行政文書公開請求書の記載から、公開請求に係る行政文書を「美原太子線道路と鉄道踏切(近鉄長野線3K936M 仮美原太子線踏</p> | <p>本件鉄道高架化工事に関する資料は施工主体である鉄道事業者が保管しており、府では本件請求に対応する行政文書を管理していないため、不存在による非公開決定を行った。</p> | <p>実施機関の弁明について、諮問実施時において不合理な点はない。 また、本件決定は、条例第13条第2項の規定により適正に行われていることか</p> |

| | | | |
|---|--|---|---|
| | <p>切)の安全対策の情報」の文書と特定したが、鉄道高架化工事に関する資料は施工主体である鉄道事業者が保管しており、府では本件請求に対応する行政文書を管理していないため、不存在による非公開決定を行ったものである。</p> <p>なお、過去の行政文書公開請求への対応や面談の場においても、踏切施設部分の施工に係る資料を府は保有していないことを説明している。</p> <p>また、審査請求書の「仮線路の撤去が施工されたにもかかわらず、車道と歩道を分離・区分する柵並びに境界ブロックの設置もなく、道路(車道)と歩道部が平面で交わっているものであり、特に歩道部を通行する歩行者に対し、安全・安心が確保されていない」との記述について、審査請求人から口頭でも指摘を受けており、現在は、歩行者の安全対策として、歩車道境界ブロックや乱横断防止のための仮設バリケードを設置していることを申し添える。</p> <p>3 結論 本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。</p> | <p>過去の行政文書公開請求への対応や面談の場においても、踏切施設部分の施工に係る資料を府は保有していないことは説明している。</p> <p>なお、歩行者の安全対策として、恒久的なものでなく施工中の措置として、歩車道境界ブロックや乱横断防止のための仮設バリケードを設置していることを申し添える。</p> | <p>ら、違法・不当はないものとする。</p> |
| 5 | <p>1 弁明の趣旨 本件審査請求を棄却する裁決を求める。</p> <p>2 弁明の理由 行政文書公開請求書の記載から、協定を締結している〇〇から道路管理者に提出された道路使用許可申請書を開示することを決定した。後日、請求人に対し行政文書を開示し、請求人は内容を確認した上でその写しを請求された。</p> <p>なお、請求人が主張されている『仮線路、仮設であった線路等の撤去後、車道と歩道を分離する柵等が設置されなく放置されたまま』の状況について等事業に対する意見については、別途行政文書公開請求への対応時や現地にて丁寧に対応していることを申し添える。</p> <p>3 結論 本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。</p> | <p>協定を締結している〇〇から道路管理者に提出された道路使用許可申請書の写しを公開決定した。後日、審査請求人は内容を確認した上で、その写しを請求された。</p> <p>なお、歩道部の防護柵等の安全・安心に対する御意見については御意見として頂戴するが、本件決定は条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。</p> | <p>実施機関の弁明について、諮問実施時において不合理な点はない。</p> <p>また、本件決定は、条例第13条第1項の規定により適正に行われていることから、違法・不当はないものとする。</p> |
| 6 | <p>1 弁明の趣旨 本件審査請求を棄却する裁決を求める。</p> <p>2 弁明の理由 行政文書公開請求書の記載から、公開請求に係る行政文書を「土地・敷地、構造物等に無断・無届で第三者占有がされる事象」と特定したが、実施機関では対象となる行政文書を管理していないため、不存在による非公開決定を行ったものである。</p> <p>なお、審査請求人が主張している境界杭の無断撤去については、〇〇の用地に設置された自社の用地を示す境界杭であったため同社が撤去したが、審査請求人の用地との境界を示すものでもあったので、無断で撤去したことは同社から謝罪をしている。</p> <p>用地境界については、事前に境界プレートで復元することを審査請求人と協議し、令和3年11月16日に審査請求人と現地立会の下、復元している。</p> <p>境界プレートの交換、杭の撤去については、別途審査請求人と協議しており、何度も説明している内容であり、他に事業に対する意見や要望については個別に対応していることを強く申し添える。</p> <p>3 結論 本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。</p> | <p>対象文書を「土地・敷地、構造物等に無断・無届で第三者占有がされる事象」と特定したが、対象となる行政文書を管理していないため、不存在による非公開決定を行った。</p> <p>鉄筋コンクリートブロック塀の損傷については、令和6年12月8日に家屋調査を実施する予定であり、損傷が発見された場合には適切に対応する予定。</p> <p>行政文書公開請求書の到着日については、富田林土木事務所に届いたのは3月5日となっているが、担当者の手元に届き情報公開課で受領したのが3月6日となっている。</p> | <p>実施機関の弁明について、諮問実施時において不合理な点はない。</p> <p>また、本件決定は、条例第14条第1項及び第2項に定める期間を2日経過しており、条例第13条第2項の「速やかに、請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない」に不備があったが、これによって実施機関が行った不存在による非公開決定に変更が生じるものではないことから、本件決定に違法・不当はないものとする。</p> |
| 7 | <p>1 弁明の趣旨 本件審査請求を棄却する裁決を求める。</p> <p>2 弁明の理由 行政文書公開請求書の記載から、公開請求に係る行政文書を「府道美原太子線の北側歩道の道路工事施工承認」と特定したが、本件請求があった段階では施工主である〇〇から道路管理者である実施機関に道路使用許可申請書が提出されていなかったため、不存在による非公開決定を行ったものである。</p> <p>3 結論 本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。</p> | <p>対象文書を「府道美原太子線の北側歩道の道路工事施工承認」と特定したが、公開請求があった段階では、施工主である〇〇から口頭で報告は受けていたが、道路管理者である実施機関に道路使用許可申請書が提出されていなかったため、不存在による非公開決定を行った。</p> | <p>実施機関の弁明について、諮問実施時において不合理な点はない。</p> <p>また、本件決定は、条例第13条第2項の規定により適正に行われていることから、違法・不当はないものとする。</p> |
| 8 | <p>1 弁明の趣旨 本件審査請求を棄却する裁決を求める。</p> | <p>対象文書を「喜志3号踏切のう回路の道路工事施工承認」と特定したが、当該回路は工事完了後に富田林市</p> | <p>実施機関の弁明について、諮問実施時において不合理な点はない。</p> |

| | | | |
|--|---|---|---|
| | <p>2 弁明の理由 行政文書公開請求書の記載及び添付されていた写真により、公開請求に係る行政文書を「喜志3号踏切のう回路の道路工事施工承認」と特定したが、当該回路は工事完了後に富田林市が管理する道路となるもので、現在は工事用通路であるため、実施機関では対象となる行政文書を管理していないため、不存在による非公開決定を行ったものである。</p> <p>不存在による非公開決定通知書に記載している「工事用通路」とは、公開請求時点では工事が完成しておらず、喜志3号踏切のう回路として、一時的に開放していたものである。</p> <p>3 結論 本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。</p> | <p>が管理する道路となるもので、現在は工事用通路であり、報告は受けていたが、実施機関では対象となる行政文書を管理していないため、不存在による非公開決定を行った。</p> <p>工事用通路としては、公開請求時点では完成しておらず、喜志3号踏切のう回路として一時的に開放されていたものである。</p> <p>弁明書記載の行政文書公開請求受付番号に誤りがあったことに関しては、審査請求人から指摘があったので、修正した弁明書を再度送付している。</p> | <p>また、本件決定は、条例第14条第1項及び第2項に定める期間を2日経過しており、条例第13条第2項の「速やかに、請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない」に不備があったが、これによって実施機関が行った不存在による非公開決定に変更が生じるものではないことから、本件決定に違法・不当はないものとする。</p> |
|--|---|---|---|